

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三井松島ホールディングス株式会社		コード	1518
提出日	2025/5/23	異動（予定）日	2025/6/20	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	脇山章太	社外取締役	○													○	有
2	金丸絢子	社外取締役	○										○			新任	有
3	荒木隆繁	社外取締役	○							△							有
4	満江由香	社外取締役	○													○	有
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	脇山章太氏は、日本を代表する企業での国際的な業務経験を経て、建設を基盤として様々な事業を展開する企業グループのトップとして経営全般を指揮するなど、企業経営・組織運営全般の経験を有しておられます。2023年からは当社の社外取締役として取締役会等に出席し、経験に裏打ちされた実践的・多角的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただいております。 当社といたしましては、同氏の卓越した経験と、それにより培われた幅広い知見により、当社の業務執行に関し経営者視点からの適切な助言・監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 （独立性に関する事項） 同氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として指定しております。
2	金丸絢子氏が所属する大江橋法律事務所と当社との間には取引実績がありますが、取引の規模・性質及び当社の定める独立性基準に照らして、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	金丸絢子氏は、企業法務弁護士として、これまで多くの企業に対し、組織再編、人事労務、国際取引等の多種多様な分野で法的アドバイスを実施してこられた経歴を有するほか、他社の社外役員として企業ガバナンスにも深く関与した実績を有しておられます。 同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接的に会社の経営に関与した経験はありませんが、当社といたしましては、同氏が社外取締役として当社の取締役会に参画することにより、同氏の弁護士としての専門的知識や会社役員としての豊富な経験に基づいた的確な助言、および、客観的な立場からの経営陣に対する実効的な監督が期待され、当社のリスク管理、コンプライアンスやガバナンスの向上に大いに寄与するものと判断し、社外取締役として選任しております。 （独立性に関する事項） 同氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として指定しております。
3	荒木隆繁氏は、2007年10月まで当社の主要取引銀行である株式会社親和銀行（現株式会社十八親和銀行）の代表取締役頭取でありましたが、同氏はその後同行において何らの役職にも就いておらず、報酬等も受け取っていないため、利害関係は一切なく、一般株主と利益相反を生じる恐れがなく独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	荒木隆繁氏は、株式会社親和銀行（現株式会社十八親和銀行）の代表取締役頭取を務めるなど金融機関における長年の経験および経営者としてトップマネジメントの経験を有しております。同氏は、2008年6月からは当社社外監査役として、2016年6月からは当社社外取締役（常勤監査等委員）として独立・公正の立場から業務執行の監督に尽力いただきました。また当社の経営に対して積極的に助言と提言を行い、近年、当社グループに加わった会社の監査役も兼任する等、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上に多大なる貢献をいただいております。 当社といたしましては、同氏が、当社グループの経営全般について、的確かつ公正に監査・監督できる経験や知見を有しており、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監査・監督ならびにコーポレート・ガバナンスの強化に十分な役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 （独立性に関する事項） 同氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として指定しております。
4	該当事項なし	満江由香氏は、直接企業の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として、財務・会計に関する専門知識を有し、監査法人での豊富な監査経験を有しております。また、システム開発企業においてシステムエンジニアの経験があり、IT分野の知見も有しております。 当社といたしましては、同氏の専門的な知見と経験により、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監査・監督ならびにコーポレート・ガバナンスの強化等を、的確かつ公正に行っていただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 （独立性に関する事項） 同氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として指定しております。
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。